

大和市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月27日

大和市長 大木 哲

大和市条例第14号

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第1号を次のように改める。

1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料（次号に該当する場合を除く。）	(1) (2)に該当する場合以外の場合	ア 一戸建ての住宅を新築する場合 45,000円 イ 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 110,000円 (イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 170,000円 (ロ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 340,000円 (ハ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 600,000円 (ニ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,000,000円 (ホ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 1,900,000円 (ヘ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 2,700,000円 (ト) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 3,400,000円 ウ 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合 68,000円
---	--	---------------------	---

			<p>エ 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 160,000円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 260,000円</p> <p>(ロ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 510,000円</p> <p>(ハ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 910,000円</p> <p>(ニ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,600,000円</p> <p>(ホ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 2,900,000円</p> <p>(ヘ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 4,100,000円</p> <p>(コ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 5,000,000円</p>
		<p>(2) 法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に</p>	<p>ア 一戸建ての住宅を新築する場合 8,000円</p> <p>イ 共同住宅等を新築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 15,000円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 26,000円</p> <p>(ロ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 41,000円</p> <p>(ハ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 71,000円</p>

		<p>関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けた場合</p>	<p>(d) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 120,000円</p> <p>(e) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 190,000円</p> <p>(f) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 240,000円</p> <p>(g) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 260,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅を増築し、又は改築する場合 12,000円</p> <p>エ 共同住宅等を増築し、又は改築する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 23,000円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 40,000円</p> <p>(ロ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 61,000円</p> <p>(ハ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 110,000円</p> <p>(ニ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 170,000円</p> <p>(ホ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 290,000円</p> <p>(ヘ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 360,000円</p> <p>(コ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 400,000円</p>
--	--	---	--

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第2号中「第3項」を「第5項」に、「建築物の総戸数に応じ前号(1)、(2)又は(3)」を「前号(1)又は(2)」に改め、「を、

当該住戸のうち同時に当該申出をする住戸の合計数（以下この表において「同時申出住戸数」という。）で除して得た額」を削り、同表第3号中「建築物の総戸数に応じ第1号(1)、(2)又は(3)に定める額を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定を受けた住戸の合計数（以下この表において「既認定住戸数」という。）で除して得た額」を「第1号(1)又は(2)に定める額」に改め、同表第4号中「建築物の総戸数に応じ第1号(1)、(2)又は(3)に定める額を既認定住戸数で除して得た額」を「第1号(1)又は(2)に定める額」に改め、「を同時申出住戸数で除して得た額」を削り、同表に次の1号を加える。

7	法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例に係る許可申請手数料		160,000円
---	---------------------------------	--	----------

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。